

電灯器具内配線に関する事項

改正規則

鋼船規則 H 編

改正事項

電灯器具内配線に関する事項

改正理由

近年，ある船舶において，居住区内蛍光灯内部の配線の絶縁被覆が溶融するという事象が報告された。損傷原因を調査した結果，蛍光灯の紫外線及び熱が当該絶縁被覆に影響を与えたことが主な要因であることが確認された。

紫外線及び熱による劣化により，電灯器具内配線の絶縁被覆が溶融し短絡することで火災事故等を引き起こす危険性が考えられることから，今般，蛍光灯を含む電灯器具内配線においては，紫外線及び熱に対し十分考慮された配線とするよう関連規定を改めた。

改正内容

蛍光灯を含め電灯器具内配線は，紫外線及び熱による劣化を考慮した配線とする旨規定を改めた。